(3)　一般職業訓練実施計画に基づき、その雇用する有期契約労働者等に一般職業訓練（専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練を活用したものに限る。次号ハ及び第五号において同じ。）を受けさせる事業主であること。

(4)～(6)　（略）

ロ～ニ　次のイからトまでの区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　（略）

ロ　前号イ(2)に該当する事業主　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(2)　（略）

ハ　前号イ(3)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　（略）

ニ　次のイからトまでの区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

(iii)　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(2)　（略）

ロ　前号イ(2)に該当する事業主　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(2)　（略）

ハ　前号イ(3)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

(iii)　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(2)　（略）